

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置 岩手県にお住まいの皆さまへのお願い

## 1 不要不急の外出の自粛

令和2年4月23日（木）から5月6日（水）まで、岩手県全域において、**不要不急の外出を自粛**していただくようお願いします。

特に、**繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については自粛**していただくよう強くお願いします。

また、不要不急の帰省や旅行など、**都道府県をまたいだ移動は、まん延防止の観点から極力避ける**ようお願いします。

### 【不要不急の外出に該当しない場合】

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 必要な職場への出勤
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

## 2 冷静な対応

この緊急事態措置は、諸外国で行われている「**ロックダウン**」（都市封鎖）ではありません。

食料・医薬品や生活必需品の買い占め等は行わないよう、県民の皆さまに**冷静な対応**をお願いします。

## 3 職場等における感染拡大防止

職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれますが、まずは**在宅勤務(テレワーク)を積極的に活用**してください。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、**人との交わりを低減する取組**を今まで以上に行うよう強くお願いします。

## 4 休業の協力の要請

令和2年4月25日（土）から5月6日（水）まで、以下の施設には、感染拡大防止のため、**休業の協力**をお願いします。

施設の種類	内 訳
接待飲食等営業店	キャバレー、ナイトクラブ、スナック（接待を伴う店舗に限る）
運動施設・遊技場	スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター
映画館等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、ライブハウス
集会・展示施設 (床面積の合計が1,000㎡超)	集会場、公会堂、展示場
商業施設(生活必需物資を扱う施設は要請の対象外)	大型ショッピングモール※、大型百貨店

※大規模小売店舗立地法に基づく届出店舗面積が30,000㎡以上のもの

## 5 「3つの密」の防止による日常的な感染症対策

県民の皆さまには、引き続き「**換気の悪い密閉空間**」、「**人が密集している**」、「**近距離での会話や発声が行われる**」という3つの条件が生じる場、いわゆる「**3つの密**」を避けるとともに、普段以上に、**手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策**を、ぜひ守っていただくよう、重ねてお願いします。

